

20京大施環化第102号  
令和2年12月24日

原子力規制委員会 殿

京都府京都市左京区吉田本町36番地1  
国立大学法人京都大学  
学長 湊 長 博

京都大学複合原子力科学研究所の原子炉設置変更承認申請書に係る  
重複する案件について

令和元年5月31日に京都大学複合原子力科学研究所原子炉設置変更承認（臨界実験装置の変更）を申請しておりますが（以下、「既申請」という。）、この度、実験設備と炉心装荷物に関する記載の変更と、記載事項の一部について記載の適正化を行うための原子炉設置変更承認を申請しました。（以下、「後申請」という。）

従いまして、既申請と後申請とが重複することとなりますが、既申請は新規の低濃縮ウラン燃料を追加するものであるのに対して、後申請は現有の高濃縮ウラン燃料を用いた炉心に関する変更であり早期に運転再開したいことから、後申請案件を既申請案件より優先して審査して頂きますようお願い致します。

なお、後申請案件の許可後、既申請案件に対する補正申請を実施する予定です。

**【既申請案件】**

1. 申請書名：京都大学複合原子力科学研究所 原子炉設置変更承認申請書（臨界実験装置の変更）
2. 申請日：令和元年5月31日（19京大施環化第47号）
3. 変更の理由  
低濃縮ウラン燃料を新たに追加する

**【後申請案件】**

1. 申請書名：京都大学複合原子力科学研究所 原子炉設置変更承認申請書（臨界実験装置の変更）
2. 申請日：令和2年12月24日（20京大施環化第101号）
3. 変更の理由  
現在の高濃縮ウラン燃料を用いた炉心の実験設備と炉心装荷物に関する記載の変更と、記載事項の一部について記載の適正化を行う

以 上